

第3次岡山県子ども読書活動推進計画

～おかやまどんどん読書プラン～

平成 25 年 3 月

岡 山 県

はじめに



読書は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

岡山県では、平成15年3月に「岡山県子ども読書活動推進計画」（第1次計画）を、平成20年3月には第2次計画を策定し、合わせて10年間、家庭・学校・地域で、関係機関や団体等と連携・協働し、様々な取組を実施してきました。その結果、読書好きの児童生徒の割合が全国平均を上回るなど大きな成果を上げてきております。

こうした中、さらに子どもたちの読書活動が推進されるよう、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後5年間の総合的な施策の方向を示す「第3次岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」をこのたび策定しました。

計画の目指す「自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てる」ことができるよう、オール岡山体制で子どもたちの読書環境の整備に取り組んでまいります。県民の皆様には、さらなる御支援と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、御提言をいただいた岡山県子ども読書活動推進会議の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重な御意見をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

平成25年3月

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的

計画策定の経緯・背景	3
計画の目的	3
計画の目標（子どもの発達段階に応じた目標）	4
計画の期間	4

第2章 第2次計画における取組・成果・課題

(1) 第2次計画期間における取組・成果	5
(2) 第2次計画における課題	8
(3) 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	9

第3章 第3次計画における重点的取組と各主体の役割、及び評価指標

重点的取組	11
各主体の役割	13
評価指標	14

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭・地域における取組の推進	
①啓発活動	16
②環境整備	22
(2) 学校等における取組の推進	
①読書活動の充実	29
②学校図書館等の整備・充実	36

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律	39
-------------------	----

第 1 章 計画策定の経緯と目的

計画策定の経緯・背景

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号)に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び第 1 次・第 2 次の「岡山県子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて策定するものであり、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進のための条件整備とその充実に取り組むに当たっての県の方針等を定めたものです。
- (2) 岡山県教育振興基本計画の基本目標である「心豊かに ^{ひら}たくましく 未来を拓く 岡山の人づくり」を目指し、本県の子どもたち(概ね 18 歳までとする)が、読書活動に魅力を感じながら主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするとともに、継続して推進するものです。
- (3) 県民の皆様には、この計画の示す方向性や施策について、御理解と御協力をお願いするとともに、積極的な参画を期待します。また、市町村に対しては、県との連携・協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待します。

計画の目的

「自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てる」

～目指す子どもの姿～

まず「自ら本を読」んでいる姿とは、読書に対して興味・関心をもち、自ら進んで読書しようとする意欲を持っている姿であり、同じ分野の本を読み深めたり、様々な分野の本へと幅広く読み広げている姿です。

次に、「読書を通じ自分の生活をより豊かにできる子ども」の姿とは、一つ目は、読んだ本について自分の考えを持ったり、語り合うことを通じて自分の考えを広げたり深めたりすることで、子ども個人の「ものの見方・感じ方・考え方」が豊かになっている姿です。書き手の意図をとらえ、共感したり、疑問に思ったり、思索したりして、文章を読み味わうことが大切で、それによって自らの心情を豊かにし、思考力や想像力を伸ばし、人間、社会、自然などに対して自分なりの考えを持つようになります。二つ目は、幅広く読書することで、知識や情報を収集し活用する力を身に付けている姿です。「幅広く」とは、文学的な文章や論理的な文章ばかりでなく、実用的な文章も読んだり、芸術的な内容、社会科学的な内容、自然科学的な内容など分野の幅広さとともに、図書館の目録を検索したりウェブページ^{*}を検索したりして様々な文章を探して読むという、知識や情報を手に入れる方法や場の幅広さも含んでいます。

※ ウェブページ

インターネット上で公開されている文書。

今後ますます情報化が進展する社会において、よりよく生きるために、読書の幅を広げ、読書の習慣を養うことは重要であり、子ども個人の人間性を培うこと、様々な方法で知識や情報を収集し活用する力を身に付けること、社会との関わりを学びつながっていくことなどで、自分の生活を豊かにできる子どもの育成を目指しています。

計画の目標（子どもの発達段階に応じた目標）

【乳幼児期】

絵本や物語等に親しみ、家族や大人、友達と心を通わせることができるよう、読み聞かせ等（語りかけ、ストーリーテリング※、本の紹介等を含む。以下同じ。）を行う人的環境整備の充実や、本や読書スペース等の物的環境整備を目標とします。

【小学生期】

児童が目的に応じて本を選ぶことができ、児童の興味・関心に応じた適切な助言等を行う人的環境整備の充実や、日常的に読書に親しむことができるような物的環境整備を目標とします。

【中・高校生期】

生徒が読書を通じてものの見方や考え方を広げ、広い範囲から情報を収集し活用することで生活に役立てたり、生徒の読書の幅を広げるための適切な助言等を行う人的環境整備の充実や、自己を向上させようとすることができるよう物的環境整備を目標とします。

計画の期間

平成 25 年度からの概ね 5 年間とします。

※ ストーリーテリング

話し手が、おはなしや物語を覚えて、本なしで聞き手に語って聴かせること。

第2章 第2次計画における取組・成果・課題

(1) 第2次計画期間における取組・成果

【第2次計画の性格】

第2次計画は、第1次計画の「子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備すること」というねらいを引き継いで策定されました。「子どもの読書活動推進の意義」について示すとともに、「基本の方針・重点プロジェクト」として、次の五つの項目を取り上げて関係施策に取り組みました。

(第2次計画における基本の方針・重点プロジェクト)

- ・ 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動推進
- ・ 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進
- ・ 学校における子どもの読書活動推進
- ・ 岡山情報ハイウェイ^{※1}を活用した子どもの読書活動推進
- ・ 子どもの読書活動推進に関する啓発広報

主な具体的な施策としては次のとおりです。

【主な取組】

- ・ 全ての市町村におけるブックスタート^{※2}事業の実施
- ・ 学校における朝の読書活動の推進
- ・ 「子ども読書活動推進フォーラム事業」等による図書館関係者や読書ボランティアのネットワーク化の促進
- ・ 読書ボランティアのための活動手引書の作成
- ・ 県立図書館による学校における調べ学習用の支援用図書セット貸出しの開始
- ・ 横断検索システム^{※3}への県内図書館の参加促進、相互貸借や協力レファレンス^{※4}の実施
- ・ 子どもの生活リズム向上を目指すチャレンジカードの作成

※1 岡山情報ハイウェイ

県内全域を結んだ高速大容量の光ファイバー網。情報通信基盤として、県が主体となり、全国に先駆けて整備を進めた。

※2 ブックスタート

0歳児健診の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。

※3 横断検索システム

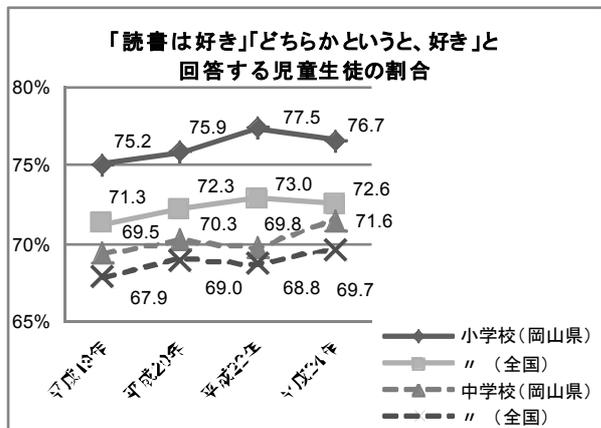
県内図書館などが所蔵する資料の目録情報（書名・著作者名等）を一括検索できるシステム。

※4 レファレンス

利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研修に必要な本の紹介や資料の検索・提供などを行うこと。

【成果】

全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の質問に対して「好き」「どちらかという、好き」と答えた児童生徒が全国平均と比べて多く、増加傾向にあります。



(出典: 全国学力・学習状況調査)

【参考：読書の目的】

小学生男子	
「新しいことを知りたい」	46.5%
「いろいろな言葉を覚える」	44.1%
「気分を変える」	41.3%
小学生女子	
「気分を変える」	51.5%
「空想したり夢を持つ」	51.2%
「いろいろな言葉を覚える」	45.9%

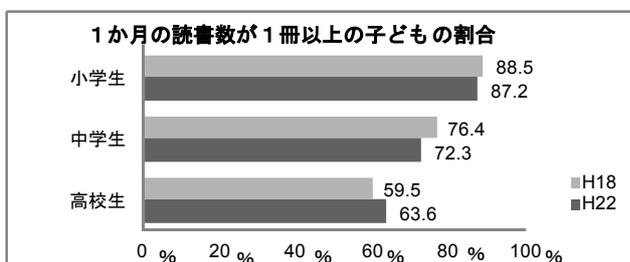
【参考：読書の目的】

中学生男子	
「気分を変える」	41.1%
「趣味でやることがある」	39.7%
「新しいことを知りたい」	38.1%
中学生女子	
「空想したり夢を持つ」	57.6%
「気分を変える」	56.0%
「感動したい」	52.1%

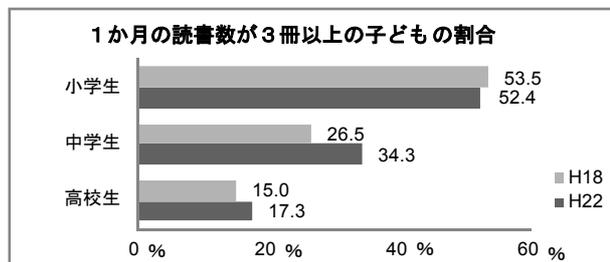
(出典: 国立教育政策研究所「言語力向上をめざす生涯にわたる読書教育に関する調査研究」平成19年～21年)

また、岡山県青少年の意識等に関する調査報告書において、若干減少しているものの、小・中学校において7割以上の児童生徒が1か月に1冊以上の読書をしており、高等学校においては、小・中学校と比べ少ないものの増加しています。

さらに、中・高校生においては、3冊以上読書する割合が増加しており、読書好きが増えています。

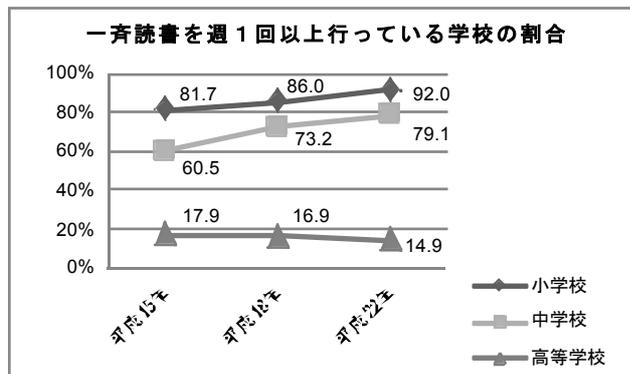


(出典: 岡山県青少年の意識等に関する調査報告書)

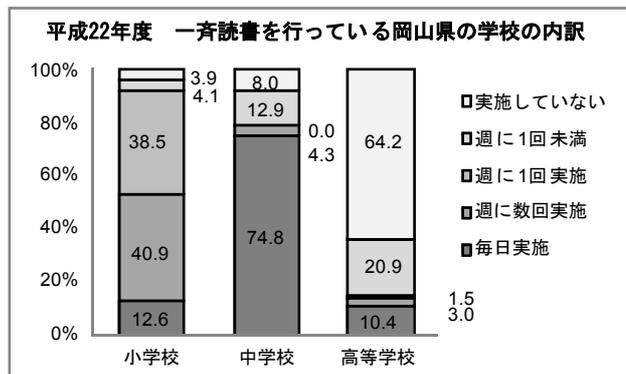


(出典: 岡山県青少年の意識等に関する調査報告書)

この背景の第一の要因として、小・中学校で一斉読書の実施数が増加したことです。特に、中学校では多くの学校が毎日一斉読書に取り組んでおり、読書好きの増加につながっています。



(出典: 文部科学省 学校図書館現状調査)

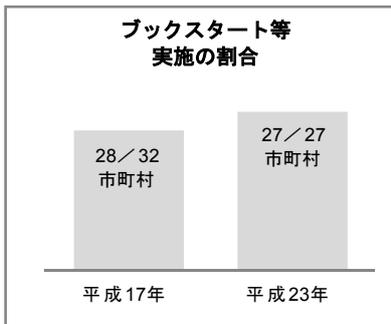


(出典: 文部科学省 学校図書館現状調査)

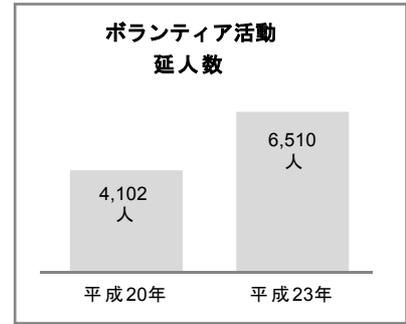
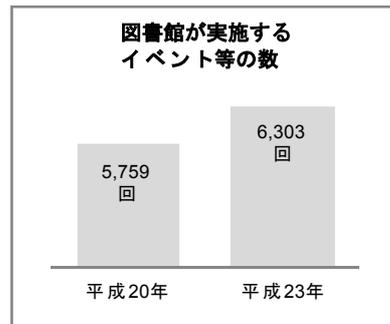
さらに、県立図書館をはじめとする公立図書館のインターネット予約、公立図書館間の相互貸借、本の搬送等の機能の充実により、公立図書館の利便性が向上したことが挙げられます。

その他、ブックスタート事業等が全ての市町村で実施されたこと、市町村立図書館の主催事業実施数が伸びたこと、また、市町村立図書館のボランティア活動実施延べ人数が増加したこと等、家庭や地域における子どもの読書活動に対する機運が高まっています。

家庭（乳幼児期）



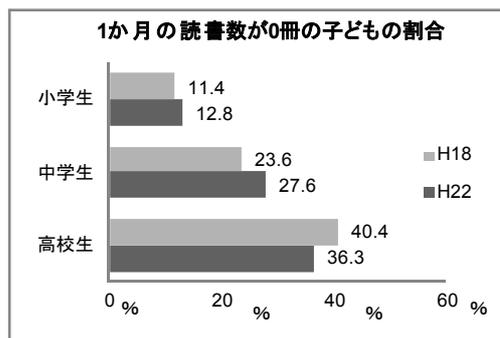
地域（市町村立図書館の主催事業）



（出典：岡山県社会教育調査）

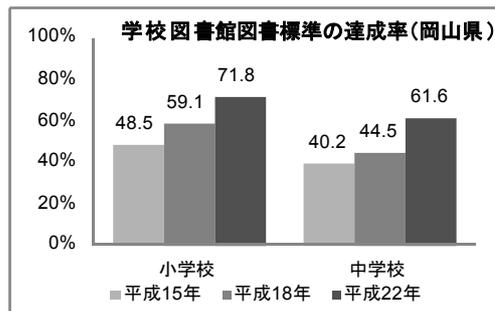
(2) 第2次計画における課題

小・中学校においては、一斉読書の実施校が増え、また、中・高校生の読書好きが増えている反面、依然として中・高校生の未読率が高いことが課題です。「読書する人」と「読書しない人」の二極分化が進んでいることを示しており、児童生徒の興味・関心に応じた指導が求められます。



(出典: 岡山県青少年の意識等に関する調査報告書)

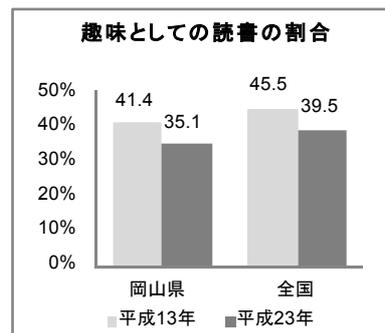
さらに、読書活動に係る学校の体制整備や図書購入費等、全ての学校における読書環境の整備は十分なものとは言えません。国は学校図書館に整備すべき蔵書の標準として学校図書館図書標準^{*}を定め、100%にすることを目指しており、県内の状況は徐々に改善が見られているものの、未達成の小・中学校が多くあるのが現状です。そのため、整備が達成されるまでは、引き続き県立図書館・市町村立図書館による支援が必要です。



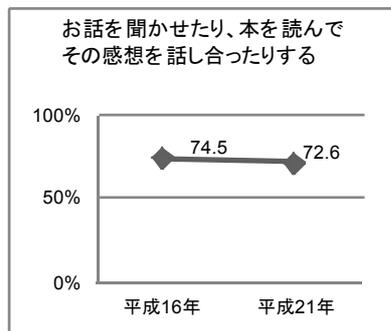
(出典: 文部科学省 学校図書館現状調査)

次に、家庭では、大人においても読書離れが進んでおり、家庭に本が身近な存在としてあることが難しくなりつつあります。

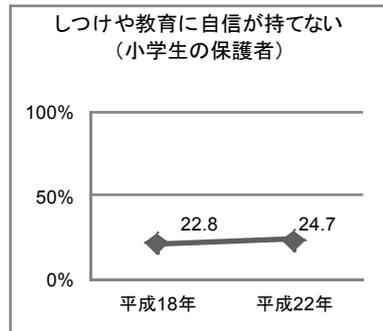
また、下の表が示すように、多くの家庭において、未就学児の子どもに対しての読み聞かせ等が行われているが、逆に、読み聞かせ等が行われていない家庭の存在についても注目をしておかなければなりません。核家族化、都市化が進み、子育てに悩みを持つ家庭の存在が年々増えており、読み聞かせ等を含む家庭教育支援が求められます。



(出典: 社会生活基本調査)



(出典: 全国家庭児童調査)



(出典: 岡山県青少年の意識等に関する調査報告書)

※ 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

また、その他岡山県子ども読書活動推進会議では、次のような課題も指摘されています。

- ・ 職員や読書ボランティア等に対して、様々な研修が実施されているが、継続的な研修の機会が設けられておらず、活動の質の向上が一定程度にとどまっていること。
- ・ 読書活動推進の取組が、国語の授業や学校図書館担当職員（学校司書）の取組等にとどまり、学校全体で計画的に行われるものとなっていないこと。
- ・ 学校での読書活動は大きく2つに分けられ、調べ物をするために本を読む・見る・書き抜くという活動の割合が多くなっているのではないか。物語や小説を最初から最後まで読み通す活動が、学校現場でなかなか見受けられないこと。

(3) 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

・ 乳幼児期における子どもを取り巻く情勢（家庭教育）の変化

家庭教育を取り巻く状況として、平成18年に教育基本法が改正され、「家庭教育」や「家庭教育支援」に関する内容が充実されました。これを受け、平成20年に「教育振興基本計画」において、特に重点的に取り組む事項として、「家庭教育支援」が位置付けられ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促されています。

また、平成20年度に保育所保育指針、幼稚園教育要領が改訂され、保育所保育指針では「保護者支援」が新たに設けられ、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て支援について定めています。同様に、幼稚園教育要領においても、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」として、子育ての支援について示しており、幼児期の教育に関する相談に加え、情報提供、幼児と保護者との登園、保護者同士の交流の機会の提供を例示しています。

・ 小学生期・中学生期・高校生期における子どもを取り巻く情勢の変化

教育基本法、学校教育法の改正に伴い、学習指導要領の改訂が行われました。その改訂のポイントは、次のとおりです。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

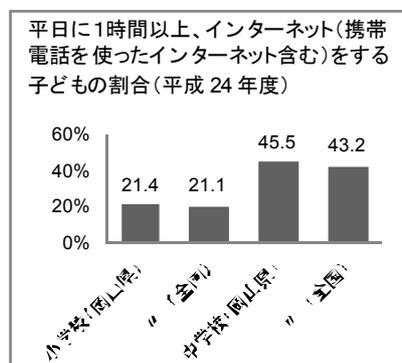
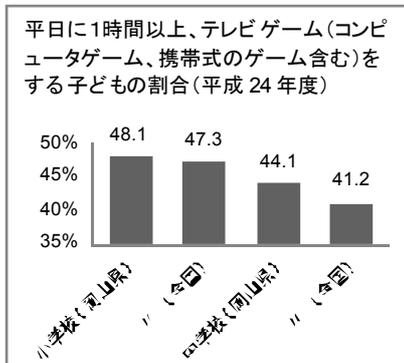
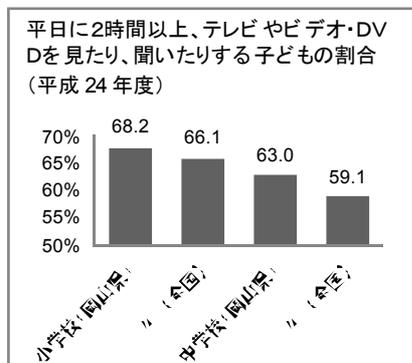
小学校においては平成23年度、中学校においては平成24年度から実施されています。高等学校においては平成25年度入学生から年次進行で実施されます。

読書活動の充実に関する具体的な改訂の要点として、小学校・中学校においては、「目的に応じて本や文章などを選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることを重視して改善を図る。また、日常的に読書に親しむために、学校図書館を計画的に利用し必要な本や文章などを選ぶことができるように指導する。」とし、指導が行われています。

また、高等学校においては、「学校図書館や地域の図書館などと連携し、読書の幅を広げ、読書の習慣を養うなど、生涯にわたって読書に親しむ態度を育成することや、情報を使いこなす能力を育成することを重視して改善を図る。」とし、指導が行われます。

・ 情報化社会の進展

テレビ、DVD、インターネット等の様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により、多様かつ大量の情報が、簡単・瞬時に入手できるようになり、利便性が向上した反面、子どもの生活習慣の乱れが問題となっております。家庭においてより一層子どもの生活習慣の見直しが求められており、家庭教育支援に関する総合的な取組を引き続き推進していく必要があります。



(出典: 全国学力・学習状況調査)

第3章 第3次計画における重点的取組と各主体の役割、及び評価指標

ここでは、第2章において示された成果と課題、子どもの現状等を踏まえ、第3次計画の5年間において、重点的に取り組む事項について記載します。

重点的取組

1 学校等における子どもの読書活動推進

子どもの読書離れについては、その原因として、「文字中心の本へのステップアップでのつまずき」、「読書経験の少ない生徒の苦手意識」、「活字に触れない生活への慣れ」等が指摘されています。また、読書活動推進の取組が、国語など一部の授業や学校司書の取組等にとどまり、学級や学校全体で計画的に行われるものとなっていないことが課題ではないかと指摘されています。

したがって、学級担任を中心として全ての教職員が、読書活動に対する意識を深め、学校の教育活動全体を通じて多様な指導の展開を図り、児童生徒の望ましい読書習慣が形成されるよう努めることが重要であり、各学校においては、学校図書館運営計画等の作成を行い、学校評価等の際に評価検証を行いながら、学校図書館の計画的な利用や読書指導の充実を図っていくことが求められます。

さらに、多様な子どものニーズに対応していく上でも、様々な主体との連携を進めていく必要があります。学校間の連携・交流、地域ボランティアの活用を図り、市町村立図書館との連携を深めることで、読書離れを防ぐだけでなく、子どもの読書活動の幅が広がっていくことが期待されます。

【代表的な施策】

- ・ 「読書好き」の子どもを育てるための司書教諭等への研修の充実
- ・ 学校図書館の計画的な利用や子どもの主体的な読書活動の充実を図るなどの研修の実施

2 家庭教育への支援及び子どもの読書活動を支える人材の育成・協働

子どもが自ら本に手を伸ばし、読書に親しむようになるには、各発達段階において様々な支援が必要です。例えば、乳幼児期では、家庭や図書館等で行われる読み聞かせ等が読書に親しむきっかけとなります。小学生期では、興味・関心に応じた適切な図書についての助言を受けることで、自ら本に手を伸ばすようになっていきます。さらに、中・高校生期では、読書活動の幅を広げるための図書の助言が求められます。

これらの役割を担うのは、家庭においては保護者、学校等においては教職員や読書ボランティア等、地域においては図書館の司書や読書ボランティア等であり、各主体によって様々な活動が行われています。

しかし、一方では、乳幼児期において「読み聞かせ等が行われていない家庭の存在」が指摘されています。このような家庭では、「どのような絵本を読めばいいかわからない」、「読み聞かせの方法がわからない」等の悩みを抱える保護者や、子どもとのコミュニケーション自体が少なく、子育てに様々な課題を抱える保護者の存在があります。家庭教育への支援をより一層推進し、その取組の中で、読書活動に係る啓発をこれまで以上に充実していくことが求められます。

また、様々な場所で多様な主体が活動を行っていますが、各主体の間で取組のねらいが共有されないまま活動が行われているとの指摘や、教職員や読書ボランティア等に対して、様々な研修が実施されているが、継続的な研修の機会が設けられておらず、活動の質の向上が一定程度にとどまってしまうとの指摘がなされています。

このような課題を解決するためには、教育機関や子育て支援関係機関、民間団体、読書ボランティア等、子どもの読書活動に関わる様々な当事者が、互いの立場や果たすべき役割について理解を深め、連携・協働して取組を進めていけるよう、施策の立案や取組の実行段階等、様々な場面で熟議し、関係を深めていく機会を設定していくことが求められます。

【代表的な施策】

- ・ 乳幼児期からの読み聞かせ等の啓発等、家庭教育支援の一層の推進
- ・ 学校図書館担当職員（学校司書）等、市町村立図書館の司書、読書ボランティア等への継続的な研修の充実

3 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しさに触れることのできる身近な場所であり、また、読書を通じた学びの場であるとともに、静かにくつろいで過ごせる癒しの空間という面をもっています。

一方、現在の子育てをする保護者から見た図書館は、「図書館に子どもを連れて行く時間がない。」「ゆったりとした時間なんてないから、読書などさせられない。」などの意見から、身近だが遠い場所となり、学びたいが学べない空間ともなっています。

このような状態の中で着目する点は、図書館が物理的かつ心理的にも身近な存在になる必要がある点が挙げられることです。そこで、県立図書館は、児童資料部門を中心に、児童図書の整備や読み聞かせ等の直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携・協働を図りながら、県全体の子ども読書活動推進のためのセンター的役割を果たしていく必要があります。

具体的には、学校セット図書を充実させることで、県立学校図書館等との連携を更に図っていきます。ここでは、学校のニーズの把握を行うことで、利用しやすい・利用したい学校セットにしていくことが重要となります。さらに、小・中・高等学校の学校図書館等に対して、協力貸出しの利用拡大を図るとともに、物流の便についても継続して検討していきます。

また、県全体の子どもの読書活動推進のために、図書館関係者を対象に研修会を開催し、より多くの子どもたちが本に触れることができるように、技術向上を行うとともに、普及啓発を行うことにより子ども読書活動推進に関する理解促進を図ります。

【代表的な施策】

- ・ 県立学校等に対する学校セット図書の充実
- ・ 学校図書館担当職員（学校司書）等、市町村立図書館の司書、読書ボランティア等への継続的な研修の充実（再掲）

各主体の役割

1 家庭に期待する基本的な役割

子どもの生活の中に読書が位置付けられるよう、ブックスタート事業等を出発点にし、幼児期の読み聞かせ等から始まり、発達段階に応じた働き掛け、子どもの興味・関心に応じた働き掛けを行うとともに、保護者も一緒になって読書に親しむことを期待します。

- ア 親子で読書に親しむ機会を設けること
- イ 学校等や地域等と目標を共有して読書活動に取り組むこと

また、「子どもたちの未来をはぐくむ家庭教育」（平成23年10月文部科学省）では、次のように家庭教育の役割を説明しています。このような家庭教育の基礎の上に、子どもの読書活動が行われることを期待します。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心の拠り所となるものです。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

2 読書ボランティアや地域に期待する基本的な役割

読み聞かせ等の活動を行うとともに、学校等や家庭、図書館・公民館・児童館、市町村等が行う読書活動推進の取組への支援等を期待します。

- ア 学校等や家庭等と目標を共有して読書活動を推進すること
- イ 地域や学校等における読み聞かせ等の活動に取り組むこと
- ウ 子どもたちが行う読書ボランティア活動を支援すること

3 学校等の基本的な役割（保育所を含む）

教育活動や保育活動の全般にわたり、言葉の力や豊かな心を育む中核的な活動の一つとして読書活動を位置付け、家庭や地域との連携・協働により推進します。

- ア 家庭や地域等と目標を共有して読書活動を推進すること

- イ 発達段階に応じた読書指導や環境整備に取り組むこと
- ウ 図書館や近隣の学校間との積極的な連携により子どもの読書活動の推進に取り組むこと

4 市町村に期待する基本的な役割

地域全体で子どもを育てていくためには、家庭や学校等、関係機関・団体等の連携・協働が必要です。そのような観点から、子どもの読書活動推進のための基本的な計画の策定・改訂を行い、地域の課題や特色に応じた読書活動を市町村立図書館等を中心に推進するとともに、読書ボランティアの活動の充実に対する支援が求められます。

- ア 読書活動の推進のための基本的な計画の策定・改訂
- イ 読書活動に関する情報提供や環境整備の推進
- ウ 読書活動に関わる様々な機関・団体等との連携・協働による読書活動を推進する仕組みづくり

5 県が果たすべき基本的な役割

県立図書館の機能を充実させ、市町村や関係機関・団体の取組を支援するとともに、優れた取組の情報提供等を行います。家庭・地域・学校等での読書活動を推進するため、関係機関との密接な連携を進めます。

- ア 県立図書館の機能の充実、県内の図書館や学校等への支援
- イ 読書活動推進に関する研修機会の提供や環境整備の推進、情報提供の充実
- ウ 読書活動に関わる様々な機関・団体等との連携・協働による読書活動を推進する仕組みづくり

評価指標

【総合的指標】

- ・ 未読率

	平成 22 年度	平成 29 年度
小学校	12.8%	6.4%
中学校	27.6%	13.8%
高等学校	36.3%	18.2%

- ・ 市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況

	平成 24 年度	平成 29 年度
策定数／市町村	16／27	27／27

【乳幼児期】

	平成 24 年度	平成 29 年度
ブックスタート等事業の実施	27／27 市町村	27／27 市町村
家庭教育支援事業の実施	11／27 市町村	27／27 市町村

【小学生期】

	平成 22 年度	平成 29 年度
学校図書館図書標準の達成状況	71.8%	100%
学校図書館運営計画等の策定	—	100%
一斉読書の実施（週 1 回以上）	92.0%	100%
推薦図書の設定	73.6%	100%
公共図書館との連携	91.5%	100%
学校図書館に関する広報活動	81.3%	100%
ボランティアの活用	66.8%	80%

【中学生期】

	平成 22 年度	平成 29 年度
学校図書館図書標準の達成状況	61.6%	100%
学校図書館運営計画等の策定	—	100%
一斉読書の実施（週 1 回以上）	79.1%	100%
推薦図書の設定	59.5%	100%
公共図書館との連携	86.5%	100%
学校図書館に関する広報活動	88.9%	100%
ボランティアの活用	13.4%	25%

【高校生期】

	平成 22 年度	平成 29 年度
推薦図書の設定	52.2%	100%
学校図書館に関する広報活動	95.5%	100%

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭・地域における取組の推進

① 啓発活動

【県・県関係施設等の取組】

県は

- ・ 家庭教育支援として、保護者に対し、乳幼児期から読み聞かせを行うことや自主的な読書の習慣が身に付くように環境を整えることの重要性について理解を促すとともに、子どもの生活リズム向上やメディアリテラシー^{※1}に関する取組を推進します。
- ・ 特色ある実践を行っている学校や図書館、民間団体等を表彰し、その取組の奨励を図るとともに、ホームページ等を通じて実践例を広く周知します。
- ・ 「子どもゆめ基金^{※2}」の情報等、読書活動の推進に資する情報が民間団体等に届きやすい環境の整備に努め、その取組を支援します。

県立図書館は

- ・ 子どもが本に親しむには、まず、身近な大人が本に親しむことが大切なことから、保護者が子どもたちへ読書の楽しさを伝えたり、読書へのきっかけをつくったりできるように、読み聞かせや本の紹介、図書館の利用の仕方などの講座を開催し、読書を広めていきます。
- ・ 本と子どもとの出会いを作ったり、読書経験を共有したりするための各種事業を行います。また、新聞・雑誌、ラジオ等のメディアを活用してそれらのイベント情報を紹介するとともに、子どもの本の紹介をします。

※1 メディアリテラシー

メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

※2 子どもゆめ基金

(独) 国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成金を交付している。

県と県立図書館は

- ・ 「子ども読書の日^{※1}」（4/23）や「読書週間」（10/27～11/9）に合わせ、おはなし会や資料展等の事業を実施するとともに、市町村立図書館や関係機関、民間団体等と連携・協働し、啓発活動を推進します。
- ・ 県内の図書館やボランティア等の取組、全国の様々な子どもの読書活動に資する取組に関する情報を掲載するなど、「岡山県子ども読書活動推進ホームページ」の充実を図ります。また、SNS^{※2}の活用などによる情報発信にも留意します。
- ・ 子どもの読書活動推進に関する現状把握のため、各種調査を行います。

【市町村に対しては】

- ・ 全ての市町村において家庭教育支援の取組が実施され、保護者に対して、乳幼児からの読み聞かせを行うことや自主的な読書習慣が身に付くように環境を整えることの重要性について学ぶ機会を設けるよう促します。
- ・ 既に全ての市町村において実施されているブックスタート事業等に加え、セカンドブック事業^{※3}等の実施を促します。
- ・ 「子ども読書の日」や「読書週間」を中心に、全ての市町村において、その趣旨にふさわしい行事が活発に実施されるよう促します。
- ・ 市町村立図書館や学校等、読書ボランティア等の子ども読書活動に関わる情報を積極的に収集するとともに、実践事例集の作成や広報誌、ホームページ等を活用した取組の紹介等が行われるよう促します。

※1 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

※2 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）。人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービス。代表的なものとして、mixi（ミクシィ）、Facebook（フェイスブック）などがある。

※3 セカンドブック事業

ブックスタートのフォローアップ事業として行われる取組。

◆コラム◆ 家庭での読書を進めるポイント

子どもとのコミュニケーションが大切です

- 子どもの読書習慣は、家庭での親子の触れ合いや様々な体験、言葉かけなど、日常の生活を通して形成されるので、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、親が積極的に関わりたいものです。
- 乳幼児期には、子どもが周りのものに興味を持って指差しをしたり、喃語（なんご）やたどたどしい言葉で何かを伝えようとするのを、まわりの大人がちゃんとキャッチして、言葉や行動で返してあげることが必要です。そうやって親密なコミュニケーションをたっぷりとることが、絵本を楽しむ基礎になります。

子どもに豊かな体験をさせましょう

- 本を楽しむためには、想像を膨らませてくれる助けとなる日常の豊かな体験が必要です。五感を使って遊ぶことや自然に触れることは、生きることそのものに関わる大切なことであると同時に、本の中身を理解するためにも必要です。

読み聞かせをしましょう

- 幼少時からの絵本の読み聞かせを通して、心のこもった言葉のやりとりをしましょう。また、子守歌や童謡、わらべうたなどを歌ってあげることも、心が安らぐだけでなく、言葉を聞くよい機会になります。親のぬくもりを感じながら、優れた絵本に接し、共感し合うひとときが、子どもの感性や心を豊かにする貴重な時間となります。
- 身近な大人がついていてくれば、安心して物語の世界に入っていけるので、子どもたちの心にちゃんとおはなしを届けるためにも、そして、豊かなコミュニケーションを交わすためにも、読み聞かせは、たとえ上手でなくても、身近な大人が行いたいものです。
- 子どもが何とか自分で絵本が読めるようになって、子どもたちの心をとらえる力のある幼年童話や絵のない昔話集などを、しっかりと読み聞かせてあげるといいですね。

テレビの付けっぱなしは避けましょう

- 赤ちゃんをテレビの前に座らせておくと、おとなしく見ていることが多いのですが、「手がかからなくて好都合」「言葉が覚えられていいだろう」と、テレビ任せにすることは避けたいものです。テレビやビデオ・DVDは、生きた人間と違って、赤ちゃんが指差しや喃語などで働き掛けようとしても応えてはくれませんから、それらに頼っていると、コミュニケーションに関わる脳のネットワークが形成され損なう危険もあります。テレビやビデオは付けっぱなしにせず、幼児・児童の場合は、コンピュータゲームに向かう時間を減らす努力をさせることも大切です。
- 岡山県では、子どもの生活リズム向上を目指した「早ね早おき朝ごはん」運動を県民運動として取り組んでおり、この取組の一環として「ぱっちり！モグモグ“ツーウィーク”」のキャンペーン月間を設定し、チャレンジ・カードを配付し、家族で生活リズムを整えることの良さを実感していただくなど、生活リズム向上に向けた取組を行っています。

大人も読書を楽しみましょう

- 家族（大人）に読書習慣のある方が、「読み聞かせ」実施率が高いという調査があります。大人読書の意識は子どもに影響すると考えられます。大人も、家庭で子どもと一緒に読書を楽しみましょう。



◆説明◆ 家庭教育をめぐる主な動き

- 教育基本法や社会教育法等の改正により、「家庭教育」や「家庭教育支援」に関する内容を充実
- 教育振興基本計画において、「家庭教育支援」を重点施策として位置付け

教育振興基本計画(平成20年7月)特に重点的に取り組むべき事項として、「家庭教育支援」を位置付け

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果を全ての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。

1. 全ての親を対象とする家庭教育支援

現状

- ・仕事で忙しい家庭や、悩みを抱え孤立しがちな家庭など、様々な課題を抱えた家庭の状況
- ・いじめや不登校、児童虐待の増加といった問題の複雑化、多様化

対策

- ・それぞれの家庭がおかれている状況を踏まえた全ての親への学習・相談支援

アプローチ

- ・孤立しがちな家庭など、支援が届きにくい家庭への、アウトリーチも含めた支援

2. 社会全体による家庭教育支援

現状

- ・地域のつながりの希薄化など、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える地域力の低下

対策

- ・地域人材の参画やつながりによる、地域の教育力の向上
- ・学校・家庭・地域の連携による教育支援の充実

3. 子どもたちの基本的な生活習慣の育成

現状

- ・社会の多様化や生活環境の変化に伴う、子どもたちの生活習慣の乱れ
- ・学習意欲や体力、気力の低下の要因との指摘

対策

- ・学校・家庭・地域・企業等の連携による「早寝早起き朝ごはん」運動の全国展開による気運醸成

◆事例◆ 家庭教育支援チームの活動事例(玉野市)

<構成>

- ・子育てサポーターリーダー (1)
- ・民生委員・主任児童委員 (5)
- ・心理相談員 (2)

<活動形態>

チームの活動計画や情報交換等を行うチームミーティングを2か月に1回程度行い、また、要請に応じてふあみりーサロンや出前講座等を実施している。

<訪問・相談活動>

参観日等保護者が集まる機会に小学校内に家庭教育支援チーム員を派遣し、学校・PTAと連携を図りながら校内に交流サロンスペースを開設し、家庭教育に関する情報を提供するとともに、相談窓口を身近なものとして認識してもらう活動を行っている。



<活動事例>

- ・小学校の授業参観日に行われるバザー会場の一角を利用した交流サロンを開設し、PTAが用意したイートインスペースとの境をなくし、入りやすい環境づくりに努めた。
- ・保護者向けに絵本の読み聞かせを行い、読み聞かせの心地よさを体験してもらい、家庭での実施を勧めた。
- ・親の共感を呼ぶであろう曲を流したり、かわいいうりフレーミング素材を利用して声掛けを行って和やかな雰囲気づくりに努めた。
- ・用意した啓発資料や絵本の読み聞かせなどに耳を傾けながら、保護者同士で楽しく交流する様子が見られるとともに、地域の方がチーム員に子育ての相談をする場面も見られた。

◆説明◆ フックスタート

フックスタートとは

○フックスタートは、市区町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動です。赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心触れ合う時間を持つきっかけを届けます。対象は、活動を行う市区町村に生まれた、全ての赤ちゃんとその保護者です。

フックスタートの大切な5つのポイント

<目的> 赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときを持つ、きっかけをつくります

絵本は、赤ちゃんに優しく語りかけ共に過ごす時間を、ごく自然に作り出します。赤ちゃんとの絵本の時間は、「読む(read books)」のではなく「分かち合う(share books)」だと考えています。

※ フックスタートは早期教育の活動ではありません。

<対象> 活動を行う市区町村に生まれた、全ての赤ちゃんとその保護者が対象です

保護者の中には、絵本にもともと関心がある方も、そうでない方もいます。フックスタートは、赤ちゃんの生まれた環境に関わらず、大好きな人と絵本を開くきっかけを全ての赤ちゃんと保護者のもとへ届けます。

<機会> 全ての赤ちゃんと出会える、0歳児集団健診などで行われます

多くの自治体では、全ての赤ちゃんに出会うため、受診率が高い0歳児集団健診でフックスタートを実施しています。健診を集団で行っていない自治体では、他の保健事業や子育て支援事業などの機会に実施されています。

<方法> 絵本を開く楽しい体験といっしょにあたたかなメッセージを伝え、絵本を手渡します

フックスタートでは、絵本をただ配るのではなく、一組ずつの赤ちゃんと保護者に、絵本を開く時間の楽しさをその場で体験してもらいます。

実際の体験が、家庭でもまた絵本を開いてみようという何よりのきっかけになります。また、絵本をプレゼントすることで、家庭ですぐに絵本を楽しむ機会を持つことができます。

<体制> 市区町村単位の活動として、様々な分野の人が連携して実施します

特定の個人や団体の宣伝・営利・政治活動が目的ではありません

図書館・保健センター・子育て支援課・住民ボランティアなど様々な分野の人たちがアイデアを出し合い、協力して事業を進めることが、活動の充実や継続につながっています。

※「フックスタートの大切な5つのポイント」は、英国から引き継いだ活動の理念と、日本各地の実践の中で大切にされてきたことをまとめたものです。

参考ホームページ

NPO フックスタート <http://www.bookstart.net/>

◆事例◆ 西粟倉村のセカンドブック、サードブック

平成 13 年に NPO ブックスタート (東京) の支援の下、村内のおはなしの会、保健師の協力を得て、乳幼児健診の会場を借りて実施しました。小さな村だからこそ、後のフォローを行い、0 歳児だけでなく、1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児にもフォローアップ事業として行っています。そのため一人の子どもに 1 回で 2 冊計 8 冊を贈っています。

ブックスタートの実施を重ねるたびに関係者で意見を出し合っって工夫を重ねています。平成 18 年には今までブックスタートの記録写真として撮っていた写真を生かせないかと考え、3 歳児健診の際に子ども一人一人に写真アルバムを贈ることを始めました。平成 19 年からは 3 歳児健診時に子育てを一生懸命がんばってきた保護者の方に絵本を贈る活動を行っています。

また、ブックスタートが終わった子どもたちにとっても身近に本と触れ合うことができるよう、読み聞かせボランティアが幼稚園、小学校等に頻繁に行き、さらに、司書を週 5 回雇い、図書館を中心に幼稚園・小学校・中学校へ行くことも加わり、図書館の利用者数も少しずつ増えています。

ブックスタートには色々な人が色々な立場で関わっており「子育て支援」という同じ問題に取り組み様々な連携が出来ています。

「ごんぎに大きくなりました!!」

乳幼児健診の卒業を記念して今までのお守りの絵本をアルバムにしてお贈りします。

こんなに小さな赤ちゃんのころから、泣いた時、笑った時、読み聞かせに聞き入る姿などを改めてお守りの成長を感じていただけると思います。

読み聞かせと一緒に、お守りと一緒に、家族と一緒にアルバムを見ながらの思い出話を楽しんでほしいです。

「ありがとう♡のおくりもの」

子育てって本当に大変ですよね、ついイライラしたり、泣いたり、寂んだり、でも、それ以上に笑ったり、育んだり、感動することだっていっぱいあったはず。

西粟倉村ブックスタート実行委員会では、3年間継続的ブックスタートで新たな子育て支援の拠り所として、子育てをがんばってこられた保護者の方にも「ありがとう」の絵本のプレゼントを実施します。

今日まで毎日毎日一生懸命がんばって来たあなたへ「お守りアルバム」の贈り物です。

あなたに、家族に、まわりの全ての人に「ありがとう。」

そして... 私たちにたくさんのお喜びと感謝と幸せを「ありがとう。」大きく育ててくれて「ありがとう。」

② 環境整備

【県・県関係施設等の取組】

県は

- ・ 県内の総合的な読書活動推進のために、岡山県子ども読書活動推進会議とともに、子どもの育ちに関わる全ての関係機関、民間団体等と連携・協働し、関係施策を推進します。
- ・ 県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

県立図書館は

- ・ 市町村や関係機関、民間団体等との連携・協働体制の充実に努めます。
- ・ 子ども読書推進センター機能を充実させます。
 - ア) 子ども読書に関する調査・研究の支援
 - ① (子ども読書に関する) 調査・研究を支援するために、新刊児童図書の特集購入を継続するとともに、児童図書研究書を積極的に収集し、資料の整備・充実に努めます。
 - ② 特集購入図書は、個人への貸出しやヨムヨム巡回展示による一括展示などにより利用の拡大を図り、また、児童図書研究室の利用を促進するため、通信誌を定期的に発行するなどの広報に努めます。
 - ③ 教職員、司書、読書ボランティア、学生や研究者などを対象にした子どもの本に関する問い合わせや保護者からの本の相談に応じます。
 - ④ 子ども読書の現状を把握するために必要な調査を実施して、施策に反映します。また、児童サービスの実態や取組に関する様々な情報を収集し、ホームページ等で提供します。
 - イ) 子ども読書関係者に対する研修・普及活動
(関係者に対する研修の充実)
 - ① 子ども読書に関わる司書や、学校図書館担当職員(学校司書)、読書ボランティア等の資質向上を図るための研修を実施します。地域での開催や複数回開催など、参加機会の拡大に努めるとともに、内容を充実させます。
 - ② 市町村立図書館が、職員や所属ボランティアを対象に、子ども読書に関する研修を行う際に、県立図書館から講師を派遣します。
 - (子ども読書に関わる講座等の実施)
 - ③ 幼稚園の教員・保育士など、子どもの成長に携わる関係者に対して、読み聞かせ等の講座を開催し理解を促進します。
 - (読書ボランティア団体への支援)
 - ④ 県立図書館主催研修講座を地域ボランティアに開放し、その資質向上を図るとともに、読書ボランティア団体などの情報収集に努め、そのネットワーク化と主体的な取組を支援します。
- ウ) 子どもへのサービス充実
(おはなし会等の実施)

- ①子どもに対して、読み聞かせ等を定期的に開催します。また、季節ごと、見学時などに開催して、幅広いニーズに対応します。
- ②子どもの調べ学習や自由な発想による疑問に対応できるようにレファレンスを充実させます。

(中・高校生へのサービスの実施)

- ③中・高校生の読書活動の取組を発信するため、関係学校図書館と連携しながらティーンズコーナー^{※1}の活用を図るとともに、本との出会いの機会を提供するためのイベントを実施します。また、図書館への関心を高めるため、本の整備体験や読み聞かせ体験ができるボランティア活動を継続的に実施します。

(ユニバーサルデザイン^{※2}の視点に立ったサービスの実施)

- ④特別な支援を必要とする子どものために、大活字本^{※3}の全点収集を継続するとともに、対面朗読サービス^{※4}を行います。また、録音図書や字幕付映像資料の充実に努め、図書館利用の障害を取り除くように努めます。さらに、実態とニーズの把握を行うため、特別支援学校図書館との連携を図ります。
- ⑤日本語を母国語としない子どもや保護者に対して、外国語児童資料の収集・提供に努めます。
- ⑥デジタル絵本^{※5}の周知と利用拡大を図るための講座を実施します。

県立青少年教育施設は

- ・ 施設で行われる体験活動が、図書資料から得られる情報によって、より深い学びにつながるよう努めます。

※1 ティーンズコーナー

県立図書館内にある中・高校生の読書活動の取組を発信するための企画展示コーナー。

※2 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく最初から誰もが利用できるような製品、建物や環境のデザイン。今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「全ての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われている。

※3 大活字本

通常の図書よりも大きな活字で印刷され、「本の字は小さくて読みにくい」という方におすすめの図書。

※4 対面朗読サービス

ボランティアが希望する図書・雑誌等を代読するサービス。このサービスを利用するには、別途登録が必要。

※5 デジタル絵本

パソコンで閲覧でき、自動または手動でページをめくることができる音声付きの絵本。県立図書館では、子どもナレーター事業で県内小・中学生のナレーションによる岡山の民話のデジタル絵本を制作、デジタル岡山大百科で公開している。

【市町村に対しては】

- ・ 県と市町村との間で、第3次計画の趣旨の共有や役割分担等について協議等を行う機会を持つとともに、全ての市町村において、地域の実態に即した「市町村子ども読書活動推進計画」が策定されるなど、推進体制の整備が図られるように促します。
- ・ 市町村立図書館や関係機関の職員等に対し、子どもの読書活動の機会の充実のための研修会等が定期的・継続的に実施されるように促します。
- ・ 市町村立図書館等において、読書ボランティアとの連携・協働による読み聞かせ等の様々な活動が実施されるよう促します。
- ・ 児童館^{※1}・保健センターや放課後児童クラブ^{※2}等において、保護者や地域の読書ボランティアによる読み聞かせ等の活動が推進されるよう促します。
- ・ 公民館の先進的な事例を紹介するなど、公民館での子どもの読書活動の活性化が推進されるよう促します。
- ・ 退職者や高校生、大学生等、地域の人々による読み聞かせ等の読書活動が推進されるよう促します。
- ・ 関係機関や民間団体間の連携・協働を推進するよう促します。

【民間団体等や読書ボランティアに対しては】

- ・ 市町村立図書館等で実施される読み聞かせ等に積極的に参画し、参加者の交流も深めるなど、地域における子ども読書活動の充実に向けた取組を促します。

※1 児童館

児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設

※2 放課後児童クラブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供している。

◆事例◆ 岡山市子ども読書活動推進委員会の取組

○岡山市子ども読書活動推進委員会は、市内で暮らす子どもたちが本に親しめる場所を紹介しています。

子どもが本と出会うまっぶ・岡山

岡山市で暮らす子どもたちが、本に親しめる場所を紹介しています。
このまっぶを活用して、本が読める場所や本が借りられる場所、おはなし会などの行事を開催している場所を見つけて、お出かけください。

<まっぶの見方>

(1) このまっぶは中学校区ごとに作成されています。

(2) まっぶには、



① 図書館
② 児童センター
③ 公民館
④ 公民館図書
⑤ 児童館
⑥ 児童センター
⑦ 公民館
⑧ 公民館図書
⑨ 児童館
⑩ 児童センター
⑪ 公民館
⑫ 公民館図書
⑬ 児童館
⑭ 児童センター
⑮ 公民館
⑯ 公民館図書
⑰ 児童館
⑱ 児童センター
⑲ 公民館
⑳ 公民館図書
㉑ 児童館
㉒ 児童センター
㉓ 公民館
㉔ 公民館図書
㉕ 児童館
㉖ 児童センター
㉗ 公民館
㉘ 公民館図書
㉙ 児童館
㉚ 児童センター
㉛ 公民館
㉜ 公民館図書
㉝ 児童館
㉞ 児童センター
㉟ 公民館
㊱ 公民館図書
㊲ 児童館
㊳ 児童センター
㊴ 公民館
㊵ 公民館図書
㊶ 児童館
㊷ 児童センター
㊸ 公民館
㊹ 公民館図書
㊺ 児童館
㊻ 児童センター
㊼ 公民館
㊽ 公民館図書
㊾ 児童館
㊿ 児童センター

岡山市内の学校図書コーナー
図書コーナーは、学校の図書室や図書室コーナーとして設置されています。本の貸出し、児童・生徒・教職員がいつでも利用できるように整備されています。学校の図書室は、様々な読書活動や、読書感想文への指導を行っています。また、読書活動の推進を図る学校のホームページに掲載されている場合があります。

小学校・中学校・高等学校

子ども読書にまつわるボランティアグループ

児童館 本を置いてあるコーナーが設けられ、一歩も歩かず読書活動ができます。おはなしクラブなど、毎週の読書会や読書会を開催している場合があります。

児童センター 本を置いてあるコーナーが設けられ、読書活動ができます。おはなしクラブなど、毎週の読書会や読書会を開催している場合があります。

公民館 多くの場合は図書コーナーが設けられ、読書活動ができます。読書会から読書会に来るまで、本の貸出しや読書会を開催することができます。地域活動の場としても活用されています。

公民館図書 多くの場合は図書コーナーが設けられ、読書活動ができます。読書会から読書会に来るまで、本の貸出しや読書会を開催することができます。地域活動の場としても活用されています。

このほか、地域には、本に親しむいろいろな施設があります。

◆情報◆ 読書ボランティアの情報

岡山県内読書グループ・読書関係ボランティア所在地別一覧

	公開(206)		非公開(20)		総数
	団体	個人	団体	個人	
岡山市	44	1	2	2	49
倉敷市	29	1	5	1	36
津山市	10	1			11
玉野市	4		2		6
笠岡市	1				1
井原市	6				6
総社市	27	2	2		31
高梁市	8				8
新見市	2				2
備前市	7		1		8
瀬戸内市	6				6
赤磐市	5				5
真庭市	5	2	1		8
美作市	4		2		6
浅口市	5		1		6
和気町	3				3
早島町	6				6
里庄町	4				4
矢掛町	4				4
新庄村	1				1
鏡野町	1				1
勝央町	5				5
奈義町	5				5
西粟倉村	1				1
久米南町	2				2
美咲町	3				3
吉備中央町	1		1		2
合計	199	7	17	3	226

岡山県立図書館調査2012(平成24)年 1月末現在

岡山県内子どもの読書に関わるグループ・研究者調査大学別一覧

	公開(7)		非公開(1)		総数
	団体	個人	団体	個人	
岡山短期大学	1	1			2
川崎医療短期大学	1				1
吉備国際短期大学		1			1
倉敷市立短期大学	1	1			2
中国短期大学			1		1
ノートルダム清心女子大学	1				1
合計	4	3	1		8

岡山県立図書館調査2012(平成24)年 1月末現在

※ 活動内容・会員募集・出張活動(実演依頼・講師・講演会依頼)等について、詳細は、岡山県立図書館のホームページ

<http://www.libnet.pref.okayama.jp/libnet/dokusyo/group.htm>

問い合わせ先

岡山県立図書館 図書館振興課

TEL 086-224-1286 FAX 086-224-1208

◆説明◆ 子どもゆめ基金とは

子どもゆめ基金は国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをする基金です。

■子どもの読書活動の振興を図る活動への助成

<活動例>

1. 子どもを対象とする読書活動
・読書会活動、読み聞かせ会 など
2. 子どもの読書活動を支援する活動
・子どもの読書活動の振興を図るフォーラムの開催 など

参考ホームページ

<http://yumekikin.niye.go.jp/>



◆事例◆ 子どもゆめ基金を活用した実践事例

■実施団体

おはなしたまてばこ

■活動の内容

「おはなし会がはじまるよ」

高梁中央図書館「小さいこの部屋」にて、ストーリーテリング・絵本の読み聞かせを中心に毎月1回のおはなし会と、年3回（8月「夏休みおはなし会」、12月「クリスマスおはなし会」、3月「春のおはなし会」）おはなし会スペシャルを開催した。

毎月のおはなし会は約1時間で、ストーリーテリングを2～3話、絵本を2～3冊読み聞かせた。おはなし会スペシャルでは、約1時間30分で、手遊びや紙芝居、エプロンシアターや季節にあった折り紙、科学遊びとマジックを取り入れた。

「こんにちは高梁むかしばなし」

地域の昔話を伝えていくことにより昔話の世界を楽しんでもらうとともに、地域や本に関心と親しみを持ってもらうことを目的に、日頃から語っている人を迎えて夏休みの初めにおはなし会を行った。紙芝居、ペープサートなども使って小さい子どもたちにも楽しめるようにした。また、小さい子を持つ親や読み聞かせボランティアを対象に、絵本についての研修や「絵本と子育て」をテーマに、地域の幼稚園長による講演を開催した。

■成果

親子や小学生の参加を得ることができ、ストーリーテリングや絵本の楽しさを多くの人と共有できた。

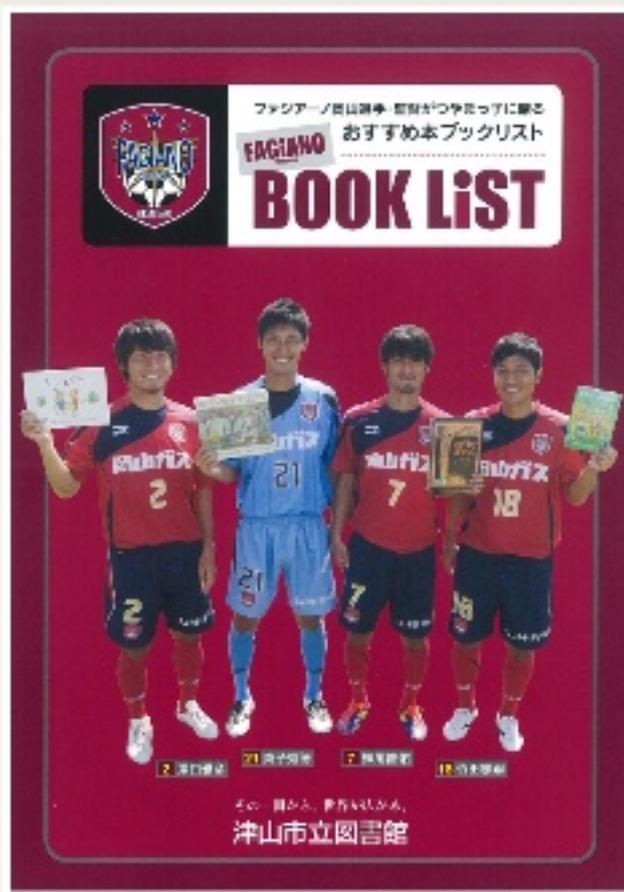
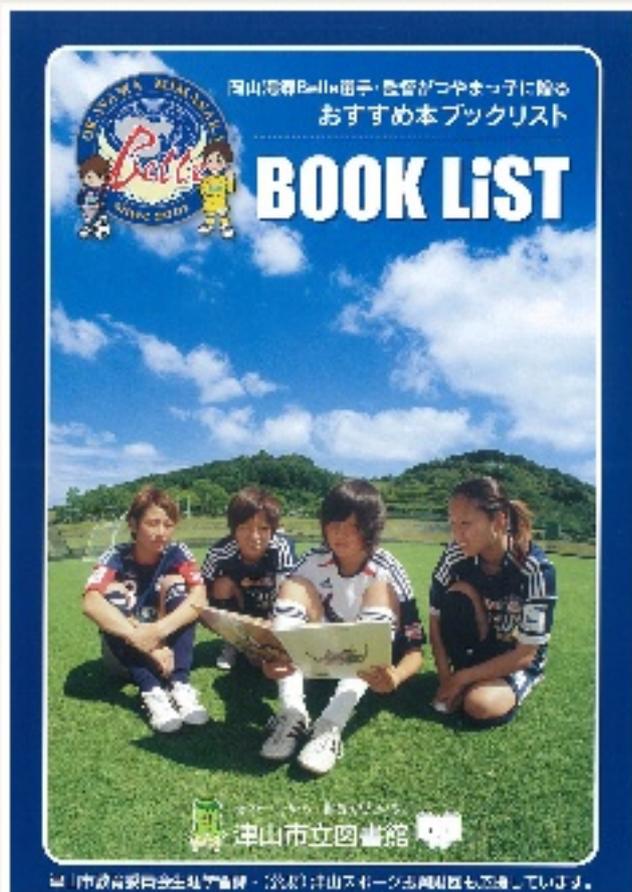
大型絵本作りもよい材料を使用することができ、会員同士で作品を作り上げる楽しさや、作品理解を深めることができ、子どもたちもとても喜んでくれた。

地域の昔話を取り上げたことは、「よかった、他の話も知りたい」という声をいただき、今後も続けていきたい。



◆事例◆ 民間団体との連携

津山市立図書館では、岡山湯郷Belle、ファジアーノ岡山の協力の下、選手・監督のおすすめ本リストを作成し、本の展示などを行っています。



(2) 学校等における取組の推進

① 読書活動の充実

【県・県関係施設等の取組】

県は

- ・ 乳幼児期に絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行うよう、県教育委員会等が実施する各種研修会などにおいて、教職員及び保育士等の理解を深める取組を行います。
- ・ 学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報を収集し、学校等に対して情報提供等を行います。
- ・ 子どもの主体的な読書活動の充実のため、図書委員会の活動事例等を収集し、周知を図ることにより、学校図書館の活性化を促します。

県立図書館は

- ・ 県立学校等における学習活動を支援するための学校セット図書の整備を行います。市町村立学校図書館に対しては、県立図書館の利用制度を周知します。
- ・ 中・高校生の読書活動の取組を発信するため、関係学校図書館と連携しながらティーンズコーナーの活用を図ります。

県総合教育センターは

- ・ 県総合教育センターが実施する各教科・領域の研修講座や司書教諭研修講座等において、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介を行うなど、教職員の指導力の向上や学校図書館・公立図書館等を活用した指導の充実を図ります。

県立学校は

- ・ 図書委員会による図書館イベントや、「図書館だより」等による新着図書等の紹介などを行うことにより、読書活動の呼び掛けを行います
- ・ 家庭教育支援として、保護者に対し、乳幼児期から読み聞かせを行うことや思春期までに自主的な読書の習慣が身に付くように子どもを支援することの重要性について理解を促すとともに、子どもの生活リズム向上やメディアリテラシーに関する取組を推進します。
- ・ 県立図書館による学校セット図書の活用を呼びかけます。

【市町村立学校・保育所等に対しては】

- ・ 幼稚園や保育所等において、絵本や物語に親しむ活動が図られるよう促します。
- ・ 幼稚園や保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援の中で、読み聞かせ等の活動が推進されるよう促します。
- ・ 児童生徒の読書に対する興味・関心を喚起し、読書習慣を確立するよう、一斉読書の実践や読み聞かせ等の取組の推進を促します。また、保護者や地域の読書ボランティアとの連携・協働による取組が推進されるよう促します。

- ・ 未就学児等と児童生徒の交流活動を通して、児童生徒が未就学児に読み聞かせ等を行う取組の推進を促します。
- ・ 学校において推薦図書のコナーを設けるなど、図書委員会活動の活性化の取組を一層奨励するよう促します。
- ・ 教育課程における読書活動の位置付けを校内で明確化することや子どもの読書活動の充実に向けた教職員の理解や連携が図られるよう促します。
- ・ 家庭教育支援として、保護者に対し、乳幼児期から読み聞かせを行うことや思春期までに自主的な読書の習慣が身に付くように子どもを支援することの重要性について理解を促すとともに、子どもの生活リズム向上やメディアリテラシーに関する取組を推進します。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもが読書活動を行うことができるよう、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、機器の活用等を促します。
- ・ 視覚障害教育情報ネットワーク[※]の活用などにより、学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進するよう促します。

【市町村立図書館等に対しては】

- ・ 幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の情報を積極的に収集し、その実態・ニーズに応じた市町村立図書館等による配本や子どもの読書の機会の充実に向けた情報交換や相談等が行われるよう促します。

【民間団体等や読書ボランティアに対しては】

- ・ 学校等や子どもたちの実態・ニーズについて学校等と共有し、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の取組について連携・協働が図られるよう促します。

※視覚障害教育情報ネットワーク

(独) 国立特別支援教育総合研究所が運用し、インターネットで、視聴覚障害教育全般についての教材データ等の提供や、視聴覚障害関連機関の情報交換を行うサイトのこと。

◆事例◆ うちどく(家庭読書)の実践【高梁市立川上小学校】

■定期的に行われている取組の概要

- うちどく（家庭読書）・すこやかチェックの実施（月1回）
うちどくシートへ感想の記入、図書館だよりで様子の紹介
読書の時間の確保とノーテレビ・ノーゲームディの実施

■イベント的に行われている取組の概要

- 川上地域読書の日での活動（月1回） うちどく（家庭読書）の実施及び、川上学習センターでの読書イベントの実施

■成果

- 家庭・地域との連携により、読書活動がより充実したり、読書に対する意欲や関心が高まったりしている。

■感想（教員）

- ・毎月第3日曜日を「川上地域読書の日」としておうちの人と一緒に読書をする「うちどく」をすすめています。その記録として「うちどくのすすめ」を川上小ではじめて2年になります。学校での子どもたちの読書の様子は把握できていましたが、家庭での読書の様子がこの取組を通してはじめて見えてきました。おうちの方たちも子どもたちの今興味があるものなどに本を通して知ることができ、会話の糸口にもなり家族のコミュニケーションに一役買っているようです。またニーズに合わせた本をすすめられるようになりました。
- ・お家の方の感想をみると、「分厚い本を読むようになった。」「ジャンルが広がった。」等の感想が増えた。そのことから、「うちどく」を続けてきた効果があったと思う。

■感想（保護者）

- ・「今日は読書の日」の放送を聞いて子どもに声を掛けました。長編ものは読めませんでしたが短いものを読みました。この読書活動がずっと続けばいいなあと思います。
- ・子どもに読んでもらうのは自分が読むのとは違ってまた楽しいものです。
- ・どんな本を読んだのか話して聞かせてくれました。たくさんおぼけがでてくるのに楽しい話です。
- ・今回はお父さんに読んでもらいました。いつも忙しいのですが、久しぶりに読んでもらってお互いにとてもうれしそうでした。
- ・自分も子どもの頃に読んでいた本でおもしろいと思うところが一緒なのがおもしろかったです。
- ・読書の日にはみんなで本を開いて読書タイムになります。2歳の妹も絵本を持ってきて私のひざの上で本を見ます。そのあとは小学校のお姉ちゃん、お兄ちゃんに同じ絵本を読んでもらったりだっこしてもらったり兄弟同士でなかよく触れ合う時間となりしばらく穏やかに暖かい時間を過ごすことができます。



◆事例◆ 計画・実践・評価・改善(岡山市立操明小学校)

■定期的に行われている取組の概要

- 『図書館機能を活用した学年別授業計画』に基づき、教科・単元などに関連付けた計画的な指導を行い、系統的な情報活用能力の育成、読書意欲の向上に取り組んでいる。
- 「図書館教育運営委員会」を開催し(年間4～5回)、毎学期の読書活動を反省するとともに、『学校図書館自己評価』を組織的に実施し、結果分析を行い、改善案を提案し、着実な改善を行っている。例えば、調べ学習のための『打ち合わせシート』『振り返りシート』を作成している。
- 季節や行事、教科の進度などに沿った読み聞かせ、ブックトーク、本の特集コーナー、配架の工夫など、年間を通じて本への誘いを行っている。

■イベント的に行われている取組の概要

- 読書週間行事(年2回、図書委員会主催)
- 朝読書(週1回、全校)
- 読書感想文書き方教室(年1回、夏季休業中開館日)
- 夏季休業中開館日の読書活動(教諭、学校司書、読書ボランティア、放課後子ども教室担当者・10回)
- 操明幼稚園との交流(学校司書・年数回、図書委員会児童・年1回)
- 読書ボランティアによる読書活動(朝読書・月1回、昼休み・月1回)

■成果

- 学校経営目標とともに学校図書館館則による図書館教育運営委員会の組織、構成員の位置付けを明確にし、学校図書館運営における計画、実践、評価、改善のサイクルを確立している。

[参考]図書館機能を活用した学年別授業計画<6年>

月	教科	単元名・題材	図書館機能を利用した活動内容	備考
4	社会	地域の歴史を探ろう	地域の地図を用意して、遺跡や文化財の名前や位置を確かめたり、伝統産業や地域開発を想起させたりして、歴史学習への意欲を高める。	資 古墳
	社会	大昔のくらしと国の統一	狩猟・採集や農耕の生活について調べてまとめる。	
	総合	いろいろな国の名前や場所を知ろう	国旗の由来や意味を調べたり、様々な国の文化を調べたりして資料にまとめる。	
5	社会	貴族の政治とくらし	日本の代表的な文化遺産や身近な地域の文化遺産について調べ、ノートや作品にまとめる。	資 歴史上の人物
	国語	学級討論会をしよう	発表の仕方や司会のやり方を調べ、討論会の準備をする。	資 討論の仕方の本
	理科	動物の体のはたらき	人間の体の器官を調べ、そのはたらきをノートにまとめる。	資 身体の器官の本
	総合	いろいろな国の国旗について知ろう	国旗の由来や意味を調べたり、様々な国の文化を調べたりして資料にまとめる。	
6	国語	ようこそ、わたしたちの町へ	岡山市、岡山県の代表的な場所、施設を調べ、パンフレットにまとめる。	資 ガイドブックの本
	社会	武士による政治のはじまり	金閣や銀閣などの代表的な建造物や水墨画、能、狂言、茶の湯など、今に伝わる文化や国宝、重要文化財について調べ、ノートや作品にまとめる。	資 茶道 華道 水墨画 昔の食事 国宝新聞のまとめ方
	理科	生き物のくらしと環境	食物連鎖や「水」と人間の生活との関わりを図書資料で調べ、新聞にまとめる。	資 自然環境に関する本
	総合	興味をもった国について調べてまとめよう	自分の興味をもった国について図書資料で調べて資料にまとめる。	資 外国の本 資 国旗の本
7	国語	伝えられてきたもの	万葉集、源氏物語などの代表的な詩歌集や古典を紹介し、そのよさを交流し合う。	資 万葉集 神話 源氏物語 枕草子 平家物語
	社会	江戸時代を生きた人々	身分のきまりや人々のくらしの様子、歌舞伎や浮世絵、国学や蘭学について調べ、ノートや作品にまとめる。	資 伊能忠敬・岡山県 資 歴史上の人物
	理科	生き物のくらしと環境	生き物と空気、食べ物、水の関わりを調べる。	資 環境

月	教科	単元名・題材	図書館機能を利用した活動内容	備考
9	国語	たのしみは	短歌、俳句の作り方が理解できるようにする。	【資】 短歌の作り方の本
	社会	明治維新から世界の日本へ	日本の近代化の進展や近代化に努めた人々の働きなどについて調べ、ノートや作品にまとめる。	【資】
	総合	カンボジアのDVD	カンボジアの国の歴史や抱える問題点のわかる資料を読み、ワークシートにまとめる。	【資】 【資】
	社会	戦争を体験した人々の暮らし	・中国との戦争について調べる。 ・身近な地域で、空襲のあった所を調べる。	【資】 戦争 【資】 岡山大空襲
10	国語	平和について考える意見文を書こう	現在の世界の紛争地域や核問題に関わる世界情勢を調べ、「平和」に対する自分の考えをもつ手立てにする。	【資】 平和内戦の本 意見文の書き方の本 スピーチの本
	社会	アジア・太平洋に広がる戦争	戦争や人々の暮らしの様子などについて調べ、ノートにまとめる。	【資】 グラフの読み取り 戦争中の暮らし 「ホテルの墓」 杉原千畝
11	国語	やまなし	宮沢賢治の作品を読み、気に入った作品を紹介したり、宮沢賢治の作品のよさを交流し合う。	【資】 宮沢賢治の本
	総合	戦争、貧困、自然災害などの問題を抱えている国について調べて発表しよう	戦争、貧困、食料問題、災害など問題を抱えている国について調べて、発表資料にまとめ、発表する。	【資】 戦争・貧困・自然災害の本
12	国語	天地の文 わたしと本	本の分類についての説明を聞き、自分と本との関わりを考える。	【資】 読書についての本 「長く ついたのピッピ」「みんな本を読んで大きくなった。」
	国語	森へ	アラスカの大自然のわかる写真集を見て、情景を想起させやすくする。	【資】 アラスカの大自然、動物の本
	社会	新しい日本の歩み	戦後の復興、日本国憲法の制定、経済成長や国際社会に復帰した日本の果たす役割について調べ、ノートや作品にまとめる。	
1	国語	言葉は動く	今、使っている言葉の、外来語、流行語などを調べ、過去の言葉との違いに気付く。	【資】 外来語 流行語 枕草子
	社会	災害の発生と政治のはたらき	国の政治の仕組みや働きについて調べ、ノートや作品にまとめる。	
2	社会	わたしたちの暮らしと憲法	我が国の政治の働きや日本国憲法について調べ、ノートや作品にまとめる。	【資】 日本国憲法についての本
3	理科	人と環境	様々な環境問題とそれを守る工夫について調べ、新聞にまとめる。	【資】 環境問題の本
	社会	国際連合と日本人の役割	平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働きや、日本の国際協力の様子について調べ、ノートや作品にまとめる。	
	国語	この本、読もう本を読む楽しみ 古人のおくり物		俳句の作り方の本

<情報活用能力を高める重点目標>

月	教科	単元名・題材	図書館機能を活用して情報活用能力を高めるための重点目標	備考
6	総合	国際ボランティア	本やインターネットで検索した内容を吟味し、見出しやレイアウトを工夫して要点を模造紙にまとめ、発表会で調べたことの情報交換をする。また、得た情報を基にさらに学習を発展させて調べたり、活動したり、画像を撮影したりしたことを編集し、内容を組み立て、プレゼンテーションビデオを作成して、効果的に伝えたいことをまとめて話す。情報交換のときには、友達の発表を聞いて分かったことの要点を、ワークシートにまとめる。	【資】 図書資料 新聞 雑誌 ニュース パンフレット
				11
2	社会	日本と関係の深い国々世界の平和と日本の役割	本やインターネットで、各国の様子や様々な問題について調べ、その内容を吟味し、見出し、写真、社説などを取り入れレイアウトを工夫して、新聞にまとめる。	【資】 図書資料 新聞 ニュース

◆事例◆ 中学生に読書への興味・関心を引きつける取組【井原市立木之子中学校】

■定期的に行われている取組の概要

○木中 100 選の取組

3年間に読んでほしい100冊を選書し、100冊のあらすじを載せたブックガイドを配布。図書室にコーナーを設置。

○掲示による読書の啓発・図書室のPR

国語科と協力して1年生全員がおすすめの本のポスターを作成し、校内に掲示。読書に関する格言等を各教室や校内に掲示。

○職員のおすすめの本アンケート（年1回）

図書だよりに掲載し、図書室にコーナーを設置。

■イベント的に行われている取組の概要

文化祭（展示部門）への参加。図書クイズや雑誌リサイクルを行い、来場者には「しおり」をプレゼント。

■成果

平成21年度より、図書室と読書への関心を高める啓発活動に力を入れたためか、図書室を利用する生徒が多くなり、平成22年度の年間の貸出し冊数も、前年度と比べて約3倍に増えている。



文化祭「図書クイズ」の様子

生徒が作成したポスター(例)

書名 パズル
著者 山田悠介
出版社 角川文庫

コメント

この本は、超有名進学校のエリートのエリートだけが選りすぐられたクラスだけが、正体不明の武装集団に占拠されます。人質とされた担任教師を救うには、広大な校舎に隠された2000

ものピースを探しだしパズルを完成させるしかない。タイムリミットは48時間。いま始まる究極の死のゲーム
—君ならどうする？



◆事例◆ 幼稚園での読み聞かせ【県立津山高等学校】

○鶴山幼稚園との交流(実施内容)

家庭科の保育の授業で学習した内容を生かし、絵本や食育紙芝居の読み聞かせ、食育カルタ、折り紙、あやとり、絵描き歌など、生徒たちが班ごとに準備した児童文化財で子どもたちと触れ合い体験を実施。食育紙芝居や食育カルタについては、津山高校家庭クラブで制作したものを使用。



○成果(生徒の感想)

- ・ 今まで小さい子が苦手だったが、今回実習に行って子どもたちと遊ぶ楽しさを知った。子どもたちは元気いっぱいだったので接し方が難しかったが、絵本や紙芝居を読んであげると、一生懸命聞いてくれ、ちょっとしたことにも反応してくれ、すごく喜んでくれてかわいかった。子どもたちからたくさんの元気、純粋さをもらえたような気がする。自分自身も絵本を読んであげていると、少し懐かしい気持ちになって心が安らいた。
- ・ 子どもの性格は多種多様で、それに先生方が臨機応変に対応しているのを見てすばらしいと思った。普段大人しい子が実習では、とても話をしていたようで、喜んでもらえてうれしかった。子どもの相手は難しいと思う場面も多かったけれど、自分が笑顔で話しかければ心を開いてくれ、一緒に遊ぶことができうれしかった。自分自身も多くの人に世話になったことを、実習を通して感じた。

◆事例◆ 保護者による読み聞かせ【里庄町立里庄西小学校】

■イベント的に行われている取組の概要

○読み聞かせボランティアとの連携

- ・ 保護者による読書ボランティア

■成果

- ・ 定期的に行われているファミリー読書や保護者による読み聞かせなど、家庭、地域との連携により、より充実した読書活動が推進され、日常的に読書に親しむ児童が増えている。



■児童の感想

- ・ 星の本にかんどうしました。「土のふえ」の本もおもしろかったです。また、おもしろい本やかんどうする本を聞かせてください。ありがとうございます。
- ・ 本の読み聞かせに来てくださってありがとうございます。おもしろい本ばかりで、とても楽しかったです。

② 学校図書館等の整備・充実

【県・県関係施設等の取組】

県立図書館は

- ・ 県立学校図書館等に対しては、貸出資料等を搬送するための資料搬送システムを運営します。市町村立学校図書館に対しては、物流等の利便性向上のための検討を行います。
- ・ 県立学校図書館等に対して、県立図書館の学校図書館支援システムを提供して資料利用の利便性の向上を図ります。
- ・ 市町村立図書館と学校図書館等とのネットワークの構築を支援します。
- ・ 関係諸機関や県学校図書館協議会との連携を強化し、学校図書館への支援の拡充に努めます。
- ・ 学校図書館の活動を県民や市町村立図書館に紹介するとともに、学校図書館間の交流を行うための事業を実施します。
- ・ 学校教育、学校図書館の調査研究を支援するために、新刊児童図書の特集購入を継続するとともに、児童図書の研究書を積極的に収集し、資料整備の充実に努めます。

県立学校は

- ・ 県立学校の学校図書館においては、各学校の実情に沿った計画的な整備・充実に努めます。

【市町村教育委員会に対しては】

- ・ 12 学級以上の全ての学校に、司書教諭を配置し、また、12 学級未満の学校にも必要に応じて配置するよう促します。
- ・ 「学校図書館図書整備 5 年計画[※]」に基づき、公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料の計画的な整備を図り、学校図書館図書標準を達成するよう促します。
- ・ 学校図書館担当職員（学校司書）の配置について促します。

【市町村立学校・保育所等に対しては】

- ・ 幼稚園や保育所等において、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、蔵書の充実や安心して本に触れることができるようなスペースの確保を促します。
- ・ 幼稚園や保育所等において、市町村立図書館等の協力を得て、より一層、発達段階に応じた図書を選定するよう促します。
- ・ 学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、読書活動の充実を視野に入れた環境整備等を促します。
- ・ 学校の余裕教室を読書コーナーとして活用するなど、児童生徒にとって利用しやすい環境が充実されるよう促します。

※ 学校図書館図書整備 5 年計画

公立義務教育諸学校について、学校図書館図書を整備するための経費として平成 24 年度からの 5 年間で毎年 200 億円、総額 1,000 億円の地方交付税措置が講じられることとされている。

- ・ 学校間及び学校と公立図書館との間で、自校にない蔵書の検索システムや図書搬送システムの活用等についてモデル的な事例を紹介し、貸出しの円滑化と学校図書館機能の充実が図られるよう促します。
- ・ 司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の役割等について校内で共通理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促します。
- ・ 司書教諭や学校図書館担当職員（学校司書）等を中心としながら、教職員が協力し学校図書館の環境の整備に当たるとともに、必要に応じてボランティアを受け入れるなどして、日常的に学校図書館等が充実するよう促します。
- ・ 長期休業日においても、児童生徒を含む地域住民に向けて、安全管理体制等も含め、学校や地域の実態に応じて学校図書館の開放が進むよう促します。
- ・ 私立学校に対しては、図書資料の整備が促進されるよう、私学への助成に努めます。
- ・ 保護者やボランティア等と連携・協働するなどして、読書環境の整備を図るよう促します。

◆事例◆ クラス文庫等「本を身近に」する取組【倉敷市立玉島高等学校】

■定期的に行われている取組の概要

○クラス文庫の設置：「本を身近に」

- ・ 本：10冊を厳選して配置する。年間5回、本を入れ替える。
- ・ 選書：生徒のリクエストや図書委員・教員の推薦図書など、様々なジャンルの本を図書係会議で決定。
- ・ リクエスト：アンケートで寄せられる、生徒の様々なリクエストに、きめ細かく応えて本を選んでいる。
- ・ 棚：表紙が目に入りやすく、手に取りやすい棚を設置。
- ・ 広報：「いちたま文庫だより」の掲示、しおりやポップ・帯で本の紹介。

○「図書だより」や掲示による推薦図書の紹介

○文芸部の活動：推薦図書の紹介、しおりの作成、いちたま祭文化の部での展示発表

■イベント的に行われている取組の概要

○図書委員会による古雑誌・付録抽選会（いちたま祭文化の部）

■成果

- 教室で本を手にする生徒や図書室に来る生徒が増え、本を通じた生徒同士の交流も盛んになった。
- 教科や課・委員会からの要望に応じた図書も置くことで、幅広い探究の場ともなっている。



クラス文庫「いちたま文庫」



親しみやすい図書室づくり

事例◆ 図書資料のデータベース化とネットワーク化〔総社市図書館〕

- 総社市図書館・総社市小中学校図書室横断検索
市内 19 の小中学校図書室の資料をデータベース化し、全小中学校と市図書館をネットワークでつなぎ、資料の検索、貸出などの相互利用を可能としている。
- 公民館との連携
市図書館と公民館図書室をネットワークで結び、図書館システムを導入している。

◆事例◆ 出前・配本による連携・協力〔真庭市立久世図書館〕

- 保育所・幼稚園・小学校への読み聞かせボランティア派遣希望校に月 1 回程度絵本読み聞かせボランティアが出向きおはなし会を開催。
- 幼・小・中学校への配本事業
地区内全ての幼・小・中学校を月 1 回訪問し、本の入れ替えを行っている。
- 小・中学校への司書訪問
年 1 回司書が学校図書担当者を訪問し、図書館への希望聴取や現状を把握、学校との連携に努めている。



ボランティアによる読み聞かせ

資料

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども

の読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。